

加古川市違反屋外広告物対策方針

平成27年2月18日

はじめに

屋外広告物は都市化、情報化の中で、まちに様々な情報を提供し、身近な情報の伝達手段として広く親しまれ、地域の景観と調和した質の高い広告物はまちのうるおいやにぎわいの創出に大いに役立っている。しかし、広告物が無秩序・無制限にはんらんすると、まちの美観や自然景観を損ない、また設置や管理が適切に行われないと道路交通への阻害や人物への危害ほか思わぬ事故を招く恐れがある。

加古川市における屋外広告物行政に関しては、屋外広告物法（以下「法」という。）、兵庫県屋外広告物条例（以下「条例」という。）及び加古川市景観まちづくり条例に基づき、法の目的である「良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し又は、公衆に対する危害を防止」（法第1条）のもと、県より権限委譲を受け業務を行っている。

屋外広告物の現状については、屋外広告物業者等への周知などにより、新規に掲出される屋外広告物は、許可基準等に適合した広告物が掲出されつつある。また、道路上に散乱していたはり紙、はり札などの違反広告物についても、簡易除却の徹底や市民ボランティアなどの対応により、その掲出数が大幅に減少しつつある。

しかしながら、未申請など条例に違反したものの実態の把握が十分できていないのが現状である。

このような中、県と各市町が協同して、屋外広告物の指導・監督の厳格化に取り組んでおり、本市では、加古川駅周辺の主要交差点を重点地区として指定し、実態把握を行った上で、違反広告物の是正に取り組んでいるところである。

今後、違反屋外広告物について、実態を適正に把握するとともに、重点地区での取り組みを市域全域に広げることで、条例等に適合させていくことが求められている。

そのため、加古川市においては、違反屋外広告物に対して有効な是正対策を講じ、安全・安心・魅力あるまちづくりを達成させるための方針を次のとおり定める。

1 基本方針－違反屋外広告物に対する基本的な考え方

(1) 重点対象屋外広告物（重点的に是正指導を行う物）は次のとおりとする。なお、その他の違反屋外広告物についても引き続き是正指導をおこなう。

- ① 違法簡易広告物（はり紙、はり札等、広告旗、又は立看板等（ラック式看板を含む）で簡易な手続きで代執行行為が法で認められている広告物）
- ② 野立広告物（自己の事業地以外に建植えする広告物）

（理由）

- ・違反広告物が一時期に多量設置されたり、狭い範囲に集中的に設置される等、

美観を損なう影響が大きい。

- ・道路内や交差点付近に設置されるため、運転者や歩行者の視界を遮る他、通行の障害となり、重大な事故につながると危惧される。
- ・バリアフリー対策にも大きな支障を及ぼすことが予想される。
- ・野立広告物については自家用広告物に比べ違反率が高いと考えられる。

- ③ 条例に基づく許可申請が行われていない広告物、または許可期間が経過しているにもかかわらず許可更新がない広告物（以下「未許可広告物」という。）

(2) 違反是正・指導について

① 参画と協働による違反是正・指導

ア 違反屋外広告物の影響を直接受け、自ら行政に参画して地域をよくしようとする住民の参画と協働の方策として、希望する個人・団体が積極的に簡易除却を行うことが可能となるよう、法の簡易除却の委任規定に基づく住民参加制度の推進をはかる。

イ 広告主、屋外広告業者はもとより、土地・物件等施設提供（管理）者についても地域の良好な景観形成を図るための施策の一端を担うものとして位置づけ、それぞれの役割と責任を明確化させる。

ウ 参画と協働による違法屋外広告物対策として、市内一斉簡易除却行事などの啓発・予防行事を開催し、違反を許さないという社会的機運を盛り上げ違反の撲滅を目指す。

② 違反是正重点対策区域及び路線の決定

違反是正重点対策区域及び路線（以下「重点区域・路線」という。）を市内のモデル区域・路線として決定し、重点区域・路線の是正対策については優先順位を定め取組むものとする。また、重点区域・路線については屋外広告物制度の適法なエリアとしての監視を行い、順次エリアを増やしていくものとし、平成36年を目標に、市内の主要区域及び路線の適正化を図ることとする。

2 基本計画－対策の方針

違法な重点対象屋外広告物への是正指導については、次のとおり取組むものとする。

(1) 重点区域・路線の決定における優先順位

重点区域・路線については加古川市景観基本計画（平成6年3月策定）において設定されている市街化区域内の景観核を優先し、次の順位により違法屋外広告物に対し重点的な対策を講じていくものとする。（なお、“②市の顔となる主要幹線の交差点、IC出入口付近”については市街化調整区域も含むものとする。）

- ①・加古川駅前と市のシンボルであり生活・文化の景観核でもある市役所を結ぶ市道市役所線沿い外、市役所周辺エリア
- ・都心核の加古川駅前エリア、副都心核の東加古川駅前、別府駅前エリア

② 市の顔となる主要幹線の交差点、IC出入口付近

③ その他の区域

次の区域については、「①から②」への対策後、順次進めていくものとする。

ア) 景観形成のルールを定めた区域（地区計画区域、建築協定区域等）

イ) 市のシンボルである加古川河川軸

ウ) 文化の拠点である総合文化センター周辺

エ) 歴史景観核である鶴林寺、あかがね御殿等

オ) 水辺・緑地・港等景観核である加古川河口、別府港周辺等

（２）簡易広告物対策

簡易広告物については簡易除却作業の迅速かつ是正効果のある対策として、参画と協働というまちづくり行政の理念に基づき、市内全域を対象に簡易除却権限を一般応募による市民（施設管理者も含む）に委任する路上違反簡易広告物撤去活動員（市民ボランティア）制度の創設と推進を行う。

市民と行政が相互に協力することにより、簡易除却の効果が高められるとともに違法屋外広告物掲出に対する抑止効果も生まれるものとする。

（３）野立広告物対策

重点区域・路線に対し、各路線の現状調査の上是正指導を行い、順次、適法エリアとしての監視を行う。

野立広告物の多くは貸広告という形態をとっているが、広告主は自らの広告物を表示する貸広告板等、いわゆる広告物を表示するための物件が違反している事実を知らない場合がある。

今後は、屋外広告物業者に加え広告主等に対しても、法に基づく違反指導を行い、適正な掲出を促すとともに、土地・物件等施設提供者に対して、違反屋外広告物の掲出の一端を担っていることの社会的責任を自覚させ、違反屋外広告物の是正に向けた主体的な取組みを促す。

引き続き県と連携し、屋外広告物業者に対する指導・監督の厳格化を図る。

（４）未許可広告物対策

未許可広告物の現状把握に努め、許可申請を実施するよう指導するとともに、許可期間が経過しているにもかかわらず許可更新をしない屋外広告事業者等に対して、更新手続きを促すとともに、許可申請をしない屋外広告事業者等に対しては、違反屋外広告物として指導を行う。